

請 願 文 書 表

平成 28 年 6 月盛岡市議会定例会 (平成 28 年 6 月 22 日)

受理 番号	受理年月日	請 願 の 要 旨	提 出 者 及 び 紹 介 議 員	付 託 委員会
2	H28. 6. 15	盛岡バスセンターの機能継続を求める請願	<p>盛岡バスセンター機能継続を求める会 (盛岡市肴町商店街振興組合)</p> <p>理事長 豊岡卓司</p> <p>(紹介議員) 天沼久純 高橋重幸 鈴木礼子 兼平孝信 伊達康子</p>	建設 常任委員会
3	H28. 6. 15	保育士等の処遇改善、認可保育所増設のための緊急対応を求める意見書の提出を求める請願	<p>岩手県保育団体連絡会</p> <p>会長 新妻二男</p> <p>(紹介議員) 高橋重幸 鈴木礼子 守谷祐志</p>	教育福祉 常任委員会
4	H28. 6. 15	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願	<p>全日本年金者組合岩手県本部</p> <p>執行委員長 山田勝哉</p> <p>(紹介議員) 高橋重幸 鈴木礼子 守谷祐志</p>	総務 常任委員会

受理 番号	受理年月日	請 願 の 要 旨	提出者及び紹介議員	付 託 委員会
5	H28. 6. 15	介護保険制度における 軽度者への給付を継続 することに関する請願	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 現行介護保険制度を守る会 富・田 正 一 (紹介議員) 天 沼 久 純 高 橋 重 幸 兼 平 孝 信 伊 達 康 子 守 谷 祐 志	教育福祉 常任委員会

平成28年6月15日

盛岡市議会

議長 菊田 隆 殿



「盛岡バスセンター機能継続を求める会」

(盛岡市肴町商店街振興組合)

理事長 豊岡 卓司



盛岡バスセンターの機能継続を求める請願について

紹介議員

天沼久純
高橋重幸
鈴木礼子
兼平孝信
伊達康子

請願第 2 号



1. 請願主旨

盛岡バスセンター、盛岡駅東口バスターミナル、盛岡駅西口バスターミナルは、岩手県の県北、県南、沿岸のみならず県外バス路線の中核的なターミナルとして、これまで盛岡市民にとって盛岡駅と同様に重要な機能の恩恵に浴してまいりました。

今般、株式会社盛岡バスセンターが盛岡バスセンター再整備事業から今年中に撤退する報を受け、これまでバス利用により中心市街地に来訪される高齢者の方々はもとより多くの市民の皆様の足がなくなるという切迫な事態と捉えております。

これを受けて、盛岡市肴町商店街振興組合では理事会承認のもと盛岡バスセンターの機能を従来通り確保してほしい意を込めて「盛岡バスセンター機能継続を求める会」(会長豊岡卓司)を立ち上げ近隣の商店会、町内会、親睦団体に主旨説明を行い、各組織団体の代表名での趣旨同意書を頂くとともに、その団体の皆様方に署名のご協力をお願いしたものです。

加えて、4月15日には弊組合員や河南地区の事業所職員の皆様のご協力を得て、ホットライン肴町アーケード北側入り口付近で街頭署名活動を行なっております。

2. 請願理由

盛岡バスセンターは、盛岡駅東口バスターミナル、盛岡駅西口バスターミナルと共に盛岡市の公共交通機関の中核をなし、市民の足としての重要な存在となっており、盛岡市街地全体の活性化と特に中心市街地の活性化にとって、一か所なりとも欠くべからざるバスターミナル機能をもっております。

昭和35年から親しまれた盛岡バスセンターの機能を従来通り継続できるよう請願いたします。

[主旨賛同団体]

盛岡市肴町商店街振興組合	理事長	豊岡卓司
協同組合ジョイ	理事長	玉山哲
中の橋通り商店会	会長	佐藤實
葺手町商店会	会長	松本征子
南大通一丁目商店会	会長	佐藤悟平
肴町町内会	会長	内藤隆
八幡第一町内会	会長	鈴木孝子
八幡第二町内会	会長	上野章
八幡第三町内会	会長	明戸均
中ノ橋通一丁目第一町内会	会長	村岡健三
中ノ橋通一丁目第二町内会	会長	大信田勝晴
中ノ橋通二丁目町内会	会長	伊藤恵造
呉服町親栄会	会長	二唐勇
紺屋町町内会	会長	平井興太郎
志家町内会	会長	川村陸雄
若園町町内会	会長	菊池國郎
新庄町内会	会長	泉澤力
東新庄二丁目町内会	会長	小森資司
松尾町町内会	会長	榊廣
神明町町内会	会長	皆川正孝
上ノ橋町町内会	会長	下田啓太郎
紺屋町かいわい街並み協議会	会長	森理彦
盛岡劇場界限まちづくり推進会	会長	佐々木栄一
以上23団体		

[署名総数]

5, 997 筆 (平成28年6月15日現在)

保育士等の処遇改善、認可保育所増設のための緊急対応を求める意見書の
提出を求める請願書

請願の趣旨

1. 国に対して「保育士の処遇改善、認可保育所増設のための緊急対応を求める意見書」を提出してください。

理由

2015年4月、子ども・子育て支援新制度（以下 新制度）が施行されました。新制度では保育の「量的拡充」及び「質の改善」をめざすとしていますが、財源確保も含めていまだ十分とはいえません。保育の現場では、実態の合わない保育士の配置基準による労働条件の厳しさや給与水準の低さから保育士不足が深刻であり、増加する待機児童への対応も遅れています。

こうした事態を解決するためにも、国として保育士等の配置の改善や給与の改善を早急に実施し、あわせて認可保育所増設のための緊急対策を講じること、そのために必要な財源を安定的に確保されることが必要です。

つきましては、貴議会より、国に対して、「保育士等の処遇改善、認可保育所増設のための緊急対応を求める意見書」を採択していただけるよう請願いたします。

2016年6月5日

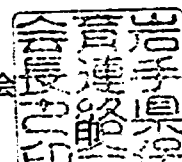
盛岡市議会
議長 菊田 隆様

<請願者>

岩手県保育団体連絡会

会長 新妻 二男

事務局



請願第 3 号



<紹介議員>

高橋重幸
鈴木礼子

寺谷祐志

2016年6月、5日

盛岡市議会

議長 菊田 隆 様

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願

請願者

団体名 全日本年金者組合岩手県本部

住 所

代表者 山田 勝哉

団体名 全日本年金者組合盛岡支部

住 所

代表者 菅原 春夫

紹介議員

請願第 4 号



高橋重幸
守谷祐志
鈴木礼子

2016年6月15日

盛岡市議会

議長 菊田 隆 様

全日本年金者組合岩手県本部

執行委員長 山田 勝哉

全日本年金者組合盛岡支部

執行委員長 菅原 春夫



若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願

貴職におかれましては盛岡市民の生活向上と福祉増進のためご尽力されていることに敬意を表します。

厚生労働省は一昨年の全国消費者物価 2.7%、賃金 2.3%上昇を受けて昨年4月から年金を 0.9%増額改定しました。これは、本来なら物価上昇にリンクして 2.7%増額すべきところを 2004 年の「年金法」の改定を受け、より低い賃金上昇率 2.3%から年金の「特例水準」解消のためとする 0.5%を減じたうえに、「マクロ経済スライド」の初の適用でさらに 0.9%減額し、結果として 0.9%の増額改定にとどめたことによるものです。

その上、政府・厚生労働省は、「少子化」と「平均余命」の伸びを理由に「マクロ経済スライド」を使ってこの先 30 年間も年金を下げ続けることを見込んでおりこの仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにする法改定を狙っています。

年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療・介護保険料の負担増の下で高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権を脅かしています。

年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が 2000 万人にも増大し、年収 200 万円以下のワーキングプアが 100 万人を超える異常な状態となるなか、「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。

いま若者に必要なことは、非正規雇用から正規雇用への切り替え、最低賃金の大幅引き上げであり、現在と将来の生活に明るい見通しを示し、非婚・晩婚、少子化に歯止めをかけることです。

年金はそのほとんどが消費に回ります。年金の引き上げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金が増えれば地域の消費も増え、地方財政が増加し、高齢者の医療や介護の負担の低減できる好循環になります。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全、健康で生きること、地域のつなが

りと街づくりに貢献できることを願っています。

つきましては、年金問題に関わる私たちの切実な要求である下記事項について、意見書を探択し、地方自治法 99 条に基づいて、国会および行政関係省庁に送付されるよう請願します。

記

- 1、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2、年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 3、全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
- 4、年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。

以上

介護保険制度における軽度者への給付を継続することに関する請願

紹介議員氏名

天沼 久純

高橋 重幸

兼平 孝信

伊達 康子

寺谷 祐亮

平成 28 年 6 月 15 日

盛岡市議会議長 菊田 隆 様

請願者

現行介護保険制度を守る会

富田 正一



請願第 5 号



介護保険制度における軽度者への給付を継続することに関する請願

請願の理由

公的介護保険は、1997年に法制化され「介護を必要とする高齢者の介護等にかかる負担(費用、家族介助、福祉施設利用料、福祉用具、住宅改修等)を社会全体で支援する為の保険制度」で、市民にも定着が図られ、高齢者本人だけでなく、高齢者を抱える家族や地域の福祉にとって必要不可欠の公的な社会保障制度になっています。このような中、2015年6月30日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015(「骨太の方針2015)」では、介護保険制度の利用者負担や要介護軽度者に対する給付の見直しを検討する方針が出されています。財務省案では、要介護2までのサービスについては市町村事業に移し、車椅子・ベッド・歩行器(車)などの福祉用具使用や、手すり設置などの住宅改修、生活支援サービスは、原則全額自己負担(一部補助)とする等の内容となっています。しかしながら、いわゆる「介護軽度」の方は、福祉用具等の介護保険サービスを利用することにより生活の幅が広がり、社会参加も可能になっている方々です。財務省案がそのまま可決施行されれば、現在介護保険制度を使いデイサービスや訪問介護・福祉用具貸与等の介護保険サービスを受けている方々(約520万人)の内、約2/3にあたる320万人余が全額自己負担となり、その多くの方が生活維持のためにサービスを断念せざるを得ないという事態になります。

その結果は介護度の重篤化を招き、逆に社会保障費全体が増大することになります。人的パワーを補い、介護環境の改善にも寄与する福祉用具の有効活用は、安倍政権が掲げる「新3本の矢」にある「介護離職ゼロの実現」にも貢献するものと考えます。「要介護軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与やその他の給付の見直し検討を行う」という基本方針は再考すべきです。

貴議会におかれましても、地方自治法第99条の規定により、介護保険制度における要介護軽度者への給付を継続する旨の意見書を提出することを請願します。

請願事項

介護保険制度における軽度者への給付の継続を求めます。